

ペット購入に関する売買契約書

購入者名

販売者名 **ばびぶべっと**

購入者を甲とし、販売者を乙、購入対象犬を丙とする。
甲が乙から丙を購入するにあたって以下のとおり契約する。
本契約書は購入前後のトラブルを回避するためのものである。

第1条

甲は乙への購入代金の支払いを丙の引渡し時に一括払いとする。
又、振込みでの支払いの場合は、入金確認後に丙を引き渡すものとする。

第2条

甲は購入代金支払い後のキャンセル(購入代金の返金)を乙に要求しない。
又、甲は予約時の内金の返金も同様に乙に要求しない。
但し、引渡し日までに丙が体調を壊した場合並びに、重大なケガをした場合は、乙は甲に購入代金の全額を返金する。

第3条

甲は丙の受け取り後の返品、交換を乙に要求しない。
但し、丙を受け取り後30日以内に感染症・ウイルス等の発病により死亡したり、先天的欠陥が見られた場合には同種・同等の仔犬と交換するものとする。
尚、交換の場合は、乙は配送料金を負担する。
上記の場合は、甲は丙が死亡してから24時間以内に乙に連絡し、丙の死亡日から3日以内に獣医師から診断書を発行してもらい乙に提示すること。
尚、甲がこれを怠った場合は、乙に購入代金の返金、交換を要求しない。
又、甲はその際にかかった治療費等も乙に請求しない。

丙の死亡原因として以下の項目に該当する場合は、甲は乙に購入代金、交換を要求しない。

- (1) 甲の不注意、過失又は、故意による死亡
- (2) 丙を譲渡、又は、転売した場合
- (3) 災害、又は、事故による丙の死亡
- (4) 甲が丙を飼育するにあたって、十分な注意、義務を怠った場合の丙の死亡
- (5) 小型犬仔犬の低血糖症による死亡
- (6) 伝染病ワクチンの接種を受けず、その為の死亡
- (7) 盗難・紛失等の場合も死亡と同様とする
- (8) 保証請求に際して虚偽の申告があった時

第4条

甲は丙の受け取り後10日以内に感染症、ウイルス等が発病した場合、獣医師発行の診断書、伝染病ワクチンの接種証明書を含め乙に治療費を請求できるものとする。(生体のお取替えは致しません)
但し、診断書は甲が負担するものとする。

この契約の成立を証する為、本書2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する
尚、以上のことに同意する。

甲
住所

氏名

乙

住所 香川県普通寺市原田町53番地1

氏名

ばびぶべっと

株式会社Plus生活